静岡県公文書管理の在り方検討委員会（第６回）議事概要

日　　時	令和５年３月 27 日（月）午後１時 30 分～午後３時 00 分
場　　所	静岡県庁東館 16 階ＯＡ研修室にて実施（オンライン併用）
参 加 者 職・氏名	〇委員６名（敬称略、五十音順）（梅原委員はオンライン方式で参加） 　独立行政法人国立公文書館業務課長　梅原 康嗣 　元ＮＰＯ法人静岡県男女共同参画センター交流会議理事　大國 田鶴子 　静岡県立大学名誉教授　金川 幸司（委員長） 　筑波大学図書館情報メディア系教授　白井 哲哉 　静岡産業大学経営学部准教授　永田 奈央美 　弁護士　牧田 晃子 　静岡文化芸術大学文化政策学部教授　四方田 雅史 〇県事務局（全員、県庁東館 16 階ＯＡ研修室にて実地参加） 　総務局長　　宮越 美緒子 　文書課長　　小坂 和弘 　文書課参事　三輪 明彦 　文書課文書班　田代 憲孝、岡田 浩人、望月 健士、宮原 啓介、 　　　　　　　内山 倫史
内　　容	開会 議事 　〇条例の整備について 　〇文書の電子化に向けた取組 　〇その他 閉会

１　開会

　事務局が、委員７名全員の出席により、「静岡県公文書管理の在り方検討委員会設置要綱（以下：要綱）」第７条第１項の規定に基づき、本会議が成立していることを確認した。また本会議は、審議内容の議事要旨を公開することとなっている点も併せて確認した。

２　委員長等の選出

　要綱第４条第２項の規定に基づき、本委員会の委員長の選出が行われた結果、大國委員の推薦と委員全員の賛同により、金川委員が委員長に選出された。

続いて副委員長の選出が行われ、要綱第４条第２項の規定に基づき、金川委員長が、白井委員を副委員長に指名したところ承諾された。

最後に、選別審査部会委員の選出が行われた。要綱第６条第３項の規定に基づき、金川委員長が、白井副委員長、四方田委員、大國委員の３名を選別審査部会委員に指名したところ、承諾された。

３　議事１

最初に委員長より、議事１「条例の整備について」に係り、事務局からの説明が求められ、事務局が、公文書管理条例の必要性と検討経過、制定に係る課題のほか、逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会の報告を踏まえた現在の県の取組内容と今後の取組、課題への対応方針とスケジュール案、今後の検討の進め方について、以下のとおり説明を行った（補足説明あり）。

説明要旨は以下のとおり。

（１）公文書に関する条例について

平成 23 年 4 月に国の公文書管理法が施行。同法第 34 条で、地方公共団体はこの法律の趣旨に則り、適切な文書管理を実施するよう努めなければならないとされており、義務では無いが、この法の精神を捉えると条例の制定が必要であると一般的に議論されている。

（２）都道府県における条例制定の状況

法が出来てから平成 28 年度までに制定した 4 県は国の法整備を参考にした。

次に、豊洲移転の問題や森友学園、加計学園問題などをきっかけに、公文書管理意識の高まりを踏まえて、10 の都県が条例を制定。直近の 4 県は、意識の高まり、公文書館の活用といった背景による。現在は、都道府県の 38%、18 都県が制定あるいは制定の見込である。

一方、62%、29 の道府県は現時点でも制定の動きがない。背景としては、既存の規則や規定で十分であること。公文書館を持ってる県は、公文書館の条例で対応できるといった考え方があると聞いている。また、条例制定済みの都県の一覧を見ると、公文書館がない 4 県が一方で条例を作っているというところが特徴的で、それぞれ 1 年程度の検討期間を経て成立したことを確認している。

（３）「公文書管理に関する条例」の検討経過

平成 28 年度から 30 年度にかけて、県議会の中で、条例制定するべきではないかという質問が 4 回ほどあったことが、検討開始のきっかけとなった。平成 30 年度からは

二つの有識者会議において、公文書管理の課題について検討した。静岡県としては、独自に歴史的資料の選別収集に関する審査会を作り、検討を進めていたが、条例制定を求める質問があったことやもう一つレベルの上がった形での公文書管理を進めたいというところで、令和元年度に改めて静岡県公文書管理のあり方検討委員会を立ち上げて、条例制定、整備についての議論を開始した。

令和元年度は4回開催し、第3回に過去の先進県の例を参考に、先進的な内容をちりばめた形での条例骨格案を示して、内容を審議した。令和元年度の第4回の後、コロナ禍や電子化の動きがあった。また、本県の中で、実務レベルで先進県の例を参考にした条例骨格案で大丈夫かという議論があった。

令和2年度は、本県で取り組み可能なものに修正して出し直したが、それまでの議論を踏まえたものでないと指摘をいただき、再度検討し直すということで終了した。その後、事務局では、下位規定とセットで揃え、条例制定するという道が良いのではないかと考えて、令和3年度は会議を開催せず、委員に検討状況の報告を行った。

（４）条例の検討における課題

条例の検討における課題は3点ほどあった。

一つ目は電子化の流れが、想像以上に進んできたこと。検討を開始した当時は、電子化の問題は先送りとしたが、令和2年度からのコロナ禍で、行政のデジタル化が急速に進んだ。今後の文書管理の条例を考えていく上で、これからは電子を全面に出し、デジタル公文書管理条例のようなものを考えないといけないかという議論がされ、どのように進めるかが一つ目の課題として、持っていた。

二つ目は、職員の理解や定着である。例えば、部長や知事への協議メモの取り扱いや、歴史的公文書の選別収集の対象が全庁に広がったときの対応などが懸念された。これらに対し、県民、職員、どちらの視点からも問題ないやり方、方策的なものをしっかり検討して具体化して、示しておかないと次に進めないといった議論があった。

三つ目は、静岡県の場合、歴史的に価値がある紙の文書が結構残っており、それらを長期的安定的に保存するために公文書館が必要だが、平成28年に安倍川沿いにある田町文庫が、1000年に一度の浸水の危険性があるということで、指摘を受けた。1000年に1度であれ、浸水の危険がある文庫に、歴史的な価値がある公文書を置くのをそのままにして、条例の制定ができるのか、歴史的公文書の永久保存を唱えることができるのかという自問自答のような形で、検討が前に進めなくなってしまった。

（５）逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会の報告

令和4年の5月に、熱海の土石流災害の関係で、第三者検証委員会が開かれ、行政の記録管理のあり方ということで提言をいただいている。県管理の記録についても一

部記録性に欠けていた。県民市民の知る権利を保障する意味でも、記録性の向上に取り組むなど、追跡可能な、追跡可能性、トレーサビリティの向上に努めて、常に検証可能なものをとしておくようにしてください、という提言があった。

（６）公文書管理に関する取組

今年度の方針としては、現行の公文書管理ルールの周知徹底を図り、公文書管理の意識が高まるよう研修を通じて働きかけるという取り組みと、条例については、電子文書に対応できるようなルール作りや規定の整備を慎重に検討しながら進めていくことに力点を置き、電子化に対応したシステムルールを整備して通知し、関連する規程などの見直しといったものを行っている。

（７）条例の検討における課題への対応方針

三つの課題についての対応方針を整理し直した。

一つ目がデジタル化の動き。今後も当分の間は、紙と電子の両方の文書の使用が見込まれるため、それを考慮した上で、条例を整備するという方向でいく。

二つ目が職員の理解や定着。下位の規定までしっかり整備するという形で考えていたが、研修等を通じて、現状のルールの周知や管理意識の徹底を図るのと併せて、県民への説明責任を果たす、県民の視点を持つという意味で、条例の必要性を訴え、職員の意識改革を図る動きがまず必要。あと下位の規則案を一緒に整備するという考え方で進めていたが、必要に応じて、条例案と並行して下位の規則を示していく考え方に転換をしてきた。

三つ目が紙文書の保存機能。長期的安定的に保存可能な文庫スペースで歴史的に価値のある公文書を保存をしていく。電子化を進めていく中で、紙の文書というのは徐々に減っていく一方で、紙で保存する文書は文庫で適切に管理していく。田町文庫は、当面、使える分をしっかり使って、利用継続していくという方向に改める。

なお、公文書管理条例は、保存期間満了時に歴史的資料に該当するものを１ヶ所に集めて、移管を一律に求めるというのが一つのポイントだが、例えば各実施機関での現用文書としての保存ということも可能にし、全体の文庫の保存機能を補う方法もあるという考え方も作ってきた。

以上の事項を踏まえて、今後、歴史的公文書を永久保存するという意思を、条例整備の中で示していく方向が良いという形で考え方を整えてきた。

（８）県議会「逢初川土石流災害検証・被災者支援」特別委員会の提言（令和５年２月）

県議会の特別委員会の指摘事項、提言事項の中から、行政記録のあり方というのが一つ提言事項として、指摘された。県民の知る権利を保障するという観点、公文書の

範囲、保存のルールを徹底する必要があるということで、研修会を実施するなどして職員の意識改革を図るための取り組みを実施すべきという指摘をいただいている。

（９）Ｒ５　公文書管理に関する取組

令和５年度の公文書管理に関する取り組みについては、引き続き、ルールの周知、管理意識の徹底を図っていく。また行政のデジタル化に対応し、紙と電子を前提とする公文書管理体制を整備していく。電子関係のルール作りが進んで来たので、それを周知し、浸透を図っていく。条例は、紙と電子の両方に対応できるよう検討する。具体的な計画としては、研修を通じた周知と併せて、システムやルールの周知浸透を図り、紙と電子文書の両方に対応できる条例の整備に取り組んでいく。

(10) 条例制定に向けたスケジュール

令和４年度は、本日この場において、電子化に対応した実施状況の確認と、条例制定方針の確認をお願いしているところである。来年度、再来年度の２カ年で、条例の整備というものを進めていきたい。令和７年度以降に条例の施行、規則等の施行が出来るように、この２年間で条例の制定を進めていくという形で計画をしている。

(事務局　補足説明)

あと２年で条例制定まで向けた形で、審議していきたい。具体的なスケジュールについては、新年度の体制の中で確認し、来年度早ければ６月ぐらいに提示したい。これまで４年間で培ってきた骨子や皆様からいただいた意見を反映させた形で、骨格みたいな形で提示できるかと考えている。熱海の事例のほか、県民共有の知的資源、アカウンタビリティや説明責任などもあるので、条例を策定した上で、県民の方にしっかりとこういったものを、お知らせしていきたい。

先ほど三つ課題を説明をさせてもらったが、電子化については、まだ紙文書が残っているので、デジタル公文書管理条例という形にしないで、どちらでも読めるような形にしておき、下の規定に落とした形でデジタル化の部分について記載していく。職員への周知については、条例を先行して定めていくという話もしたが、研修などを通じて職員にしっかりと周知していきたい。田町文庫については、条例制定までに公文書館が設置できないが、先行して出来るところからやっていくという形で、条例制定に向けた方向性を文書課として考えているので引き続きお願いしたい。

以下、事務局の説明終了後の審議内容（上から発言順に取りまとめ）

発　言　者	発　　言　　内　　容
委員長	今の事務局からの説明にもありましたように、委員会として集まるのは２年ぶりということで、この間に生じたいろいろな質問もあると思いますので、忌憚のないご意見等をよろしくお願いします。
副委員長	６ページの資料のこれまでの経緯を見て、一言で申し上げると、一周回って原点に戻ってきた気がします。令和元年度の第４回までにかなり色々な議論をしていた筈ですが、第５回で取組可能な運用に修正され、それに対してはこの委員会でも異論が出たという記憶があります。それ以降、会が開かれなかったのは、新型コロナウイルスのこともあるけれど、何をしていたか事務局に聞くと、結局、第４回までに議論されていた話が、果たして職員に受け入れられるかの確認という一方で、デジタル公文書管理条例という驚くような話も課題として出ている。県民からの申請書類がデジタル化していく経過も見ながら、考えなければいけないところも当然あると思います。 田町文庫の問題も含めて、令和元年度末ぐらいまでの話に結局戻ってきたというのが正直な感想ですが、委員の皆様方であのとき一生懸命に考えた話から、始めてほしいと思います。そうすると、２ヶ年度よりは短くなる。第４回までの議論の方向性に戻ってきたという印象を持っていますが、その辺について、今後の議論の進め方ですが、このときの成果というのは、どうされるつもりかお聞きしたい。
委員長	検討を再開するということですが、今まで検討してきたどの位置からスタートするのか、そのあたり補足いただけますでしょうか。
事務局	委員の言うとおり、第1、２回のところで先進的な条例骨格を提案して、機運も高まってきたのですが、第３回以降に、職員の声を聞いた状況では、先進的な条例の骨格案だと、職員に受け入れ難いところがあったので、レベルを下げた形の骨格案を第５回に出したのは申し訳なく思っています。今回、熱海の件を契機として、やはり県民に打ち出した形で条例を作っていかなければならない。なおかつ職員の作業に合わせた条例となると、職員が追いつくまでにかなりの時間がかかってしまう。ボトムアップはしていきたいけれど、条例どおり出来るようになってから作ると時間がかかるので、条例で指針的、メッセー

	ジ的なものを作り、もう18の都県で出来ている状況の中で、意識を県民の方に向けて、県民共有の財産という意識を持つことをしっかりやっていきたいというところもあり、元に戻った形で、条例の骨格案というのを作っていきたい。ただ、事務局で先走った条例を作っても、職員がついて来れないと思うので、途中経過も踏まえながら、しっかり職員には周知を図っていきたいと考えております。 あと、過去に先進的な骨格案を示しており、今度はどの程度の中身の条例にするかというところですが、第5回で提案して意見をいただいたものについては、しっかりクリアした形で、提案したい。ただし、第3回で示したものは、本当に先進県の例だったので、そこまでのレベルにいくかは今後検討しながら、提案させていただきたい。
副委員長	既に、4割の都道府県で公文書管理条例を作っていて、その中の進んでいる、良いと思うようなエッセンスを盛り込んだ案を作っていたと思いますが、それに、静岡県庁の職員がついていけないのではないかというのは、静岡県庁の職員に対して、そういうお考えをお持ちになるのかと、素直に思います。あと、周知をするのに時間がかかるという話は、そもそも国の公文書管理法は、制定と施行を2年でやっていおり、その間に説明や研修もするということで、そこで関係規定を作るということがあったわけです。国ですらそのぐらいのことはしており、他の自治体でも同様で、やり方が決まれば皆ついて来る。県庁職員を信頼されてはいかがですかと思います。ダウンした部分から始めるよりは、ここで既に出ていた案をきちっと評価をしていただきたいというのが、私の個人的な願いです。
委員	私も副委員長と近い立場です。先ほどの熱海の土石流の対応検証委員会からの報告で、今後は、県民市民の知る権利を保障する意味でも記録性の向上に取り組むなどして、トレーサビリティの向上に努め、常に検証可能なものとしていっていただきたいという提言があったというご紹介がありました。私も仕事柄、過去の書類を見て、当時何があったかを推測する仕事ですけれども、書類を見ながら、過去に何があったか、どういう検証過程で何がされたかを検討すること自体が、非常に難しい。そういう意味では、その検証委員会からの提言は最もなことを言っている一方で、難しい部分がある。ただ、検証委員会からこういう提言があったから、今度の条例に反映させていきたいとい

	う意思表示がある一方で、職員がついてこられるかというのは、一体どちらの話をすればいいのかという感じがしてしまいますが、そこは腹をくくっていただきたいというのが率直なところです。
事務局	委員のおっしゃる通りでございます。当時は、職員の声を聞きながら少しレベルダウンした形の骨格案というのを提案しましたが、熱海の土石流災害の検証委員会で提言のあった知る権利、追跡可能性とか、そういった視点でしっかりと他県並みの条例を制定し、併せて職員にもそのことをしっかり伝えていきたい。私も職員は絶対出来ると思っています。色々なリクエストをこちらからすることになり、職員から意見はあるかとは思いますが、しっかり趣旨を説明し、理解をいただきながら、進めていきたいと考えております。
委員	５ページの資料を見ると公文書館が出来ていて、条例を作ったところがこんなにある。人口規模の少ない県でもこのように作っているとすると何か必要性があったからと思います。静岡市が昨年災害に見舞われた際に色々ありましたが、静岡市にはちゃんとした防災のマニュアルがある。素晴らしいマニュアルなのですが、それが機能しなかったということは多分、作ってそこで終わったから。作った後のことをしなかったのではなかろうかと思います。 これだけの県が条例を作っている。条例を作ってもついて来れないのでなくて、ついて来させるように皆さんがやらなければいけない。上手く盛り上げてその気にさせるのが大事です。県民がこんなに望んでいるというのがあれば、皆さん優秀な方ばかりなので、県職員の方の心配をする必要はないと思います。早く作りましょうと思います。
委員	この２年間で、情報の観点からも世の中が変わり、以前はアナログからデジタル化の話をしていましたが、もうそれ以上に、ＤＸ化、デジタル化して、それによって何か変容しましょうという世の中になっています。ＤＸ化によって、働き方改革ができるという観点から持っていくと非常に職員の方にも受けが良い。実際にＤＸ化、デジタル化のメリットは何でも共有できることで、それによって、固定された空間の中だけでなく、どこからでも共有しながら仕事ができる。そういう方向で持っていくと、デジタル化する意義というのが、皆さんに伝わるかと思います。コロナ禍の前は、遠隔の授業の受けが悪くて、対

	面だからこそコミュニケーションを取れると言われていました。コロナで遠隔でせざるを得なくなり、教育現場も大きく変わりましたが、コロナが収束してきても、まだオンライン会議は結構されている。そこにはやはりデジタル化、いわゆる遠隔にしたことの意義というのが伝わって、納得されているからこそだと思います。ただデジタル化しようではなく、意義というのをきっちりと文章化することによって、納得されるようなものに方向性を持っていきたいと感じております。
委員	まずデジタル化への対応をしなければならないことに一部危惧があったようですが、元々当初から作られていた条例案、それから公文書管理法も、文書の媒体を問うていない。ただ、デジタルによって配慮すべきことが出てくるので、それはその下位規則とかマニュアルとか、そういったものを文書課が中心になって、他県の例なども入れながら整備すれば、職員の方は取り組みやすくなると思います。優秀な職員の方を信頼していただいて、これをやることが、職員にとって非常にメリットがあるという点は、研修を通じてやっていただくことかなと思います。今までご議論いただいた条例の目的のところには、「事務事業の適正かつ効率的な運営」があったと思いますので、効率的な部分は、職員にとってはメリットで、そういったことで作られた文章は、現在および将来の県民にとってメリット。こういうことをもう一度、目的に立ち返ってやっていただきたい。 議会の意見は、県民の意見と思いますし、静岡県の場合は、知る権利という言葉も、情報公開条例でも使っていますし、このような言葉は法律ではなかなか出て来ませんが、さらに高い目標が設定されていますから、やはりこれに応えていくという、原点に返ったところを進めていただけたらと思います。 研修については、できる限り具体的な事例で取り組んでいただきたいと思いますが、研修だけではなかなか進まないかもしれません。例えば、取組状況を把握するために報告をもらうとか、場合によっては、状況の点検とか監査をするとか、いろんな方法を通じて高めていけると思います。研修のみで何かをしてすぐ変えていこうっていうのは、なかなか難しいと思います。
委員	デジタル化と紙文書については、だいぶ前から議論になっていて、和紙ならかなり保存がきく一方で、デジタルの方は今のところ何十年

	のスパンですが、果たしてこれが100年200年、それが維持できるかどうかというような話があったと思います。ただ、デジタルライブラリと言いますか、新型コロナで公文書館や国会図書館に行けないときに、デジタルで本や公文書を見ることができるというのは重要なことで、個人情報とかの問題もありますが、歴史的公文書になれば多分デジタル化をして、県民の方もしくは広く国民、そして世界の人に見てもらうという最終目標になっていくこともあろうかと思います。ですから、今後、紙媒体の歴史的公文書をデジタル化していくというのは、一つの流れとしてあるのかなという気はします。 　そしてもう一つ、紙保存で継続する文書というのが13ページにありますが、デジタル化して紙を廃棄する文書と、デジタル化しても紙を残す文書がある。例えば国立公文書館は多分、紙を廃棄していない筈で、公開してみんなが触ると紙の保存が利かなくなったり、汚れてしまうことを回避するためにデジタル化しているわけです。他方で、県の場合は田町文庫という物理的な制約があって、その制約をどう乗り越えるのかがもう一方の課題で、それでおそらく今回デジタル化という場合にもう一つ基準が出てくると思いますが、デジタル化して残すものと、デジタル化して廃棄するもの。ただ、高度成長期だと紙の質も良くなくて、熱写で印刷する感熱紙とかは、文字が消えていく。むしろ古いものからというよりは、その紙媒体では永く保存できないものというのがあり、特に戦後だとか、戦争中の酸性紙なんて、見るのも危なくてコピーも出来ないみたいなのが図書館にもありますが、多分紙だと保存しにくいというのもあると思います。だから長期のものからＰＤＦ化するという基準もあると思いますが、他方で、紙の質が悪いとかの理由で電子化が望まれるものもあると思いました。
事務局	委員からのデジタル化のお話については、資料2で、今年度の取組と来年度の取組を掲載しております。電子決裁は、昨年度14%だったものが、今年度の年間累計では42%まで向上しており、一定の効果が出ていると考えます。それに合わせて、電子保存も取り組んでおりますが、紙が無くなり、デジタル文書が正本になることもあるので、保管場所をしっかり決めて、みんなで共有できるようにする。これからは、電子という箱の中、ファイルサーバーの中にフォルダを綺麗にして入れることによって瞬時に検索ができるようになるということ。こういった業務効率化を職員に話して理解をいただき、電子保存のメリ

	ット感を示しながら、進めていきたいと考えております。 　あと委員や他の委員からお話もありました、職員の負担感についても、条例によるメリットを同じような形で、こんな点でしっかりできるようになるところも職員に説明しながら進めていきたい。それから研修の他に、取組状況の報告とか監査という話もありましたが、今年度、文書管理事務調査を対面でやることを再開しました。各所属に出向いて、ファイル管理や電子決裁が出来ているか、熱海の事例を踏まえて検証できるような文書や何か県民から提案があったときにそれが処理できているか、災害時や何かあったときに文書に残してあるかとか、そういったことを具体的に聞きながら、事務調査をやってきたところであり、条例についても同じような形で、職員の意見を吸い上げながら、進めていきたいと考えています。 　それから委員から話がありましたが、まだ、手書きのものとか紙自体に価値がある文書がありますので、紙だけのものについては、デジタル化して捨てるということはしない形で考えております。ただし今年度、当県の歴史的公文書の検索システムにおいて、ＰＤＦ化した文書のデータをいくつかトップ画面の県民に見やすい形で、こんなものもあるということを、１～２枚ＰＤＦの画像で載せる改修もしております。来年度には、皆さんに見ていただけるようになると思いますので、そちらも進めながら、対応していきたいと考えております。
委員長	議題１に関して要約させていただきます。委員の方々からの色々な意見に対して、とりあえず条例を作って、細かな部分はまた後でこう付け加えていくという考えを示されたわけですけれども、本当にそれでやると理念条例になりかねないケースもあります。議会で説明するのであれば、施行部分も含めてある程度煮詰まってないといけないわけですが、２年で時間が十分あるかどうか。パブコメの時間もしっかり取らないといけないことも考えると、２年以内に条例を制定するというのは、時間が有って無いような話かなと思いますので、その辺のスケジュール感を踏まえて進めていただきたいと思います。

３　議事２

　続いて委員長より、議事２「文書の電子化に向けた取組」に係り、事務局からの説明が求められ、事務局が、以下のとおり説明を行った。

　説明要旨は以下のとおり。

（1）概要

文書の電子化に向けた取組について、今年度、この電子化に向けたルール作り、関連する規定の整備ということで、電子決裁の推進、文書の電子保存、公印の押印省略の三つの取り組みを進めてきた。

（2）令和４年度の取組

今年度の電子決裁率の目標を 50%、来年度は 75%、6 年度の末は 100%という形で進めていくという通知を発出した。また、電子決裁に係るＱＡの作成周知を行ったほか、各部局で説明会を開くという形で進めてきた。文書の電子保存については、今後の文書の作成保存は電子で行うことを原則とするという通知を経営管理部デジタル推進官の名前で発出し、ファイルの置き場所等についての運用ルールを策定し、進めてきた。公印の押印省略については、一通りの手続きが電子化されても、公印を押すために紙の事務が残るのはどうかということ、事務の効率化の観点から、これまで、どの文書にも公印を押印して発出するという規程であったのを、法令の規定、権利義務、事実証明等に係る文書など、押印の対象を限定して、それ以外は押印不要とする形の運用方針案を新たに示して、それを意識した形で、庁内各課で事務手続きを進めていただき、途中調査を行ってどれぐらいの件数が対象になるかなど調べ、正式な運用方針を 12 月に作り、この 3 月中に文書管理規程の改正という形まで整えることができた。

（3）令和５年度の取組

電子決裁については、部局別研修をしっかりやっていく。ＱＡについては充実させていく。あと、電子決裁を活用しているところは、どんな形でやってるのかという事例集を作成するなどしていく。電子保存については、保存体系の明確化ということで、より適正な文書管理を推進するためしっかりと箱に入れることを進めていく。

また、紙で受け取った申請や受理した文書をコピー機を通すことで自動的にフォルダの中に、電子化して保存する機能を今年度中に設ける予定である。これにより、各個人でＰＤＦ化をする手間を省き、便利にすることで、電子化を更に促進していきたい。公印の押印省略については、ルールを作り、周知をしていくということと合わせて、もう一歩進めた形で、電子署名とか電子公印を導入できないか検討を進めていく。この三つの取組を引き続き、充実拡充させていくということで計画しています。

課題としては、今年度の電子決裁率の目標を 50%にしていたが、2 月時点で 42.1%にとどまっていることで、若干単月ごとの数字も最近伸び悩みがあるので、要因を探りながら、部局ごとの差もあるので、進んでいないところに行って啓発を行いながら、全体の電子決裁率の向上に努めていく。電子決裁率を上げれば、全体の電子化も進んでいくとも言われており、ここに力を入れていかなければと考えております。

以下、事務局の説明終了後の審議内容（上から発言順に取りまとめ）

発　言　者	発　　言　　内　　容
委員長	ただいまの文書の電子化に向けた取り組みに関して、何かご意見ご質問等ありましたらお願いします。
委員	各部局に向けて細かくご説明されている非常に良い取組だと思いますが、簡単なアンケートでいいので、実際に使ってみての感想とか、具体的にどういったところにメリット、デメリットを感じているかなどを常に確認しておいたほうがよいと思います。
事務局	今年度は、電子決裁、電子保存について、アンケートを実施しました。電子決裁がなぜ進まないのかという問いに対しては、紙で受ける文書がまだ多いという意見が一番多かったです。他県でも電子決裁100%位のところでは、併用型電子決裁っていうのを行っております。紙で受けたものは紙で回しますが、自分で作る文書はデジタルですので、電子決裁で回して、紙は横から電子決裁についていく、こうした形で進めながら、紙で貰うものは無くなっていくので、電子決裁に向けていくように取り組んでいただきたいっていうところがあります。 　電子決裁のメリットが感じられないという意見は、多分使ってないのでわからないということもあると思います。例えばメールで来たものは、データで貼り付けて、起案をすれば簡単に電子決裁ができる。そんなメリットを体験してもらいながらやってもらいたいので、部局説明会についても、若手を対象にしたり、管理者を対象にしたりと色々とやっており、そんな形で進めていきたいと考えております。
委員	部局で電子決裁の格差があるという話ですが、資料だと本庁と出先でも20%ぐらい違いがあります。これは何か理由がありますか。
事務局	出先機関は、県民の方から紙で受けとる文書が多いです。本庁の場合は県民の方との直接のやりとりがあまり無い。そういうところで部署によっても色々と状況があります。80%ぐらいの部局もありますし、20%、30%位という部局もあります。事業の性格にもよると思います。
委員	その辺の違いも県民からの紙の使用量と相関するのでしょうか。

事務局	そうです。
委員	デジタル化には大きく分けて二つ方面があると思います。既に電子決裁を通じて書類を電子媒体で作るという、つまり最初から電子の状態のもの。ボーンデジタルと呼べばいいと思いますけれど、こういった文書をどうやって管理をしていくかということが一つ。それから、利用とか保存の観点から、紙をデジタル化して利用しやすいようにデジタイズ、デジタル化するという側面と、二通りあって、それぞれについて考えていく必要があると思いました。今日の資料の中でも、現用の保存文書は、長期のものから電子化を進めていく、ここではＰＤＦ化というふうに例示をされていたかと思いますが、ボーンデジタルの場合は長期保存が難しいという大きな課題があります。例えば 50 年 100 年先に、その電子文書が読み込めるかという大きな課題がある。ここは常に技術の進歩とか、新しい取組とかによって変更してくる部分もあり、特にＰＤＦでは、標準としてＰＤＦ/Ａがあり、それで行こうってことになりますが、やはり技術動向など、あるいは色々な調査研究を注目していかないといけないと思います。 画面共有しますが、こちらは国の公文書管理委員会の昨年 11 月に、当館から、ボーンデジタルの電子公文書を長期保存するためにどうすれば良いかについての令和４年度からの２ヶ年の調査研究の初回の報告です。ここでは国際的な標準などでＰＤＦ/A とか、ＪＰＥG2000 などの長期保存に適したフォーマットに変えていくことを今までやってきているのですが、海外の調査をしていきますと、この長期保存に全て変換をしているとは必ずしも言えなくて、ではどうしたらいいのかということで調査を進めている最中です。来年度中には報告がまとまると思いますが、結論としては、ワードとかエクセルのように、ある程度国際標準で作られているものは、変換しないでそのまま残していくということも最近では取り組まれていますので、こういった新しい情報とか知見といったようなものについては、常にお互いに共有して取り組んでいけたらと思います。
委員長	ＰＤＦというのは確かにアドビ社が開発した電子文書の規格ですね。技術の進歩が日進月歩ですので、常に技術動向には目を配り、進めていっていただきたいと思います。

４　その他

（１）委員の任期の更新について

事務局より、要綱第３条第２項の規定により、今月末で任期満了となる各委員に対して、検討事項がまだ多い現状も踏まえ、来期も委員を継続していただきたい旨、及び任期更新依頼に係る書面を、今週中に送付する旨、説明を行った。

（２）副委員長より情報提供

議事にて、委員から発言があった他県の公文書管理条例の制定状況について、以下のとおり情報提供があった。

発　言　者	発　　言　　内　　容
副委員長	資料の５ページ目、都道府県における公文書管理条例の制定状況について、都道府県は元々公文書管理条例を作る前から、公文書館の設置率が高かったので、公文書館が有りになっている都道府県において条例制定済みというのが多くなっています。 これが市町村となると、公文書館施設を持たない自治体の方がむしろ先行して公文書管理条例を作ってきているという実態がある。公文書館があるということは、既にそういう保存活用のシステムがある定度出来上がっていて、条例ではないけれども、規則とか様々な下位レベルの規定があって動いている。市町村の方は公文書館を作るということが徐々に始まり、進み始めてますが、まだそれほど多くないので、むしろ公文書管理をちゃんとしなきゃいけないってなったときに条例制定が先に進んでいる形となる。これは市町村のリストアップをすると、明瞭にわかります。静岡県が公文書館という施設を持っていないとしても、ここで条例を作ろうとしてるのは決して停滞してるのではなくて、むしろこの状況において条例を作って、システムをきちっと作り上げて、その先に田町文庫の見直しに繋がっていけば、それはとても良いことではないかということを感じておりますので、委員の先ほどの発言に対しては、そういうことでもないということで情報共有します。

５　閉会

事務局より、6月頃に全体的なスケジュールや各委員の意見を踏まえた骨格の案を提案したいこと、時期については、改めて調整したいと連絡があり、閉会となった。